

令和 8 年度愛媛県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第 5 項の規定に基づき、愛媛県が定める令和 8 年度の献血の推進に関する計画である。

I 目的

- 本計画は、法の基本理念である血液製剤の安全性の向上、献血によって得られた血液による国内自給の確保、血液製剤の安定供給、適正使用の推進及び公正かつ透明な血液事業の実施体制の確保を図るため、国が策定する「基本方針」及び「献血推進計画」に基づき、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されることを目的として、定めるものである。

II 計画事項

1 令和 8 年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 県内の医療機関で必要と見込まれる輸血用血液製剤の量（175,244 単位）や、血漿分画製剤の国内自給のために本県に割り当てられた原料血漿確保目標量（13,837L）などに基づき、愛媛県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）と協議のうえ、これらを確保するための目標を次のとおりとする。

目標採血量 22,802 L

目標献血者数 49,926 人

※端数処理の都合上合計は必ずしも合致しません

区分	目標採血量	目標献血者数	採血場所別目標献血者数		輸血用血液製剤必要量	
			献血ルーム	移動採血車等		
全血	200m L	13,221 L	120 人	0 人	175,244 単位	原料血漿確保目標量
献血	400m L		32,992 人	24,172 人		
成分献血	血漿	6,644 L	11,658 人	0 人	71,217 単位	
	血小板	2,937 L	5,156 人	0 人	18,567 単位	
合計	22,802 L	49,926 人	25,754 人	24,172 人	85,460 単位	13,837 L

2 献血者を確保するために必要な措置に関する事項（献血推進方策）

- 健康な人からの相互扶助と博愛精神による自発的な献血の必要性について理解を求めるとともに、医療需要の高い 400m L 献血及び成分献血の一層の推進を図る。
- 血液製剤の需要動向及び利用実態等を考慮し、将来にわたって県内の医療に必要な血液製剤が安定的に供給できる体制を維持するため、特に、若年層（16～39 歳）に対する献血を一層推進する必要がある。
- 国の中期目標「献血推進 2025」の対象期間が令和 10（2028）年度まで延長されたことから、引き続き当該目標を参考に、若年層に対する献血推進の指標として、献血率（人口に対する献血者数の割合）を 6.1%に増加させることを目標とする。（参考：10 代：5.1%、20 代：6.5%、30 代：6.1%）

- ・ これらの目的及び目標を達成するために、県は、市町及び血液センターほか関係団体等と連携を図り、次に掲げる施策を実施する。

(1) 若年層を対象とした対策

- ・ 10代から30代の若年層に対して、ボランティア活動である献血への関心を高めるとともに、初回献血の推進を図る。また、SNSを含むインターネット等を効果的に活用した情報発信を行うことで、献血の正しい知識や必要性の啓発を行う。
- ・ 高校生に対しては、校内献血を推進するとともに、血液センター及び大学生ボランティアサークル等と連携して高校2、3年生を対象とした啓発資料を作成し、学校等でのタブレット等を利用した閲覧に配慮しつつ配布する。また、高校生に向けた普及啓発活動には学校側の理解が必要不可欠であることから、県教育委員会と連携し、学校保健関係者等に対する啓発に取り組むとともに、高校生を対象としたイベントを開催し、献血思想の普及を図る。
- ・ 20歳前後の若年層への取組として、大学祭や学園祭、市町が開催する「はたちの集い」等若年者が集う機会を最大限活用し、献血に触れ合う機会を増加させ、献血思想の普及を図る。
- ・ 献血可能年齢に満たない小・中学生に対する献血思想の普及を図る。
- ・ 以上を踏まえ、次の献血推進活動等を行う。
 - ア SNSを含むインターネット等を活用した情報発信
 - イ 学校に対する普及啓発資料の配布及び献血出張教室等の開催
 - ウ 高校生等を対象とした普及啓発イベントの開催
 - エ 献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録働きかけ
 - オ 大学におけるボランティアサークル等に対する活動支援
 - カ 高等学校、大学及び専門学校等への移動採血車の配車回数の増加
 - キ 事業所献血における若年構成員への献血協力の呼びかけ
 - ク 採血所における託児体制の確保

(2) 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくために、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、小学生親子血液センター見学体験教室や関係イベントを活用し、血液センター及び大学生ボランティアサークル等と連携して啓発を行う。

(3) 企業等における献血の推進対策

- ・ 献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促すとともに、献血セミナーの実施等により、正しい知識の普及啓発を図る。
- ・ 特に就業時間中の若年層の献血促進について、企業や団体への積極的な働きかけにより協力を求める等の具体的方策を実施する。

(4) 各種キャンペーンの実施

- ・ 夏季及び冬季における血液の安定供給を図るため、各種団体及び報道機関等の

協力を得て、次のとおりキャンペーンを実施する。

ア 愛の血液助け合い運動（7月1日～8月31日）

イ はたちの献血キャンペーン（1月1日～2月28日）

- ・ キャンペーン期間においては、献血普及啓発用ポスター等の啓発資材を保健所及び市町等を通じて配布するほか、マスメディアによる広報活動等により 400mL 献血及び成分献血の推進を図る。

(5) 表彰等の実施

- ・ 献血運動の推進に関し、積極的に協力し、模範となる実績を示した団体等に対して表彰等を行う。
 - ア 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の伝達
 - イ 知事感謝状の贈呈

(6) 愛媛県献血推進計画策定検討委員会の開催

- ・ 計画的かつ総合的な献血推進を図るため、愛媛県献血推進計画策定検討委員会を開催し、翌年度の愛媛県献血推進計画及び具体的な献血者確保方策の検討を行う。

(7) 地区献血推進協議会の活動の強化

- ・ 県下6保健所毎に設置している地区献血推進協議会を活用し、地域の実情に沿った献血に関する教育及び啓発を検討する。
- ・ 地域の献血推進組織と連携し、献血推進キャンペーンの実施や献血協力の呼びかけ等を実施する。

(8) 県、市町及び血液センターによる献血推進方策等の確認及び連携

- ・ 県下保健所及び市町の献血事業担当者並びに血液センター職員による研修会を開催し、献血推進方策の確認及び献血事業の現状や問題点についての討議を行う等により、相互の連携を図る。

(9) 県民に対する情報提供

- ・ 血液センターのホームページにより、移動採血車の配車スケジュールの周知その他献血に関する情報提供を行う。また、SNSを含むインターネットを活用し、献血イベント等に関する情報提供を行う。
- ・ 市町の広報等を活用し、献血場所やスケジュールの周知を行う。特に、地域における催し物の機会等を活用し、積極的に献血活動を推進する。
- ・ 県及び市町のホームページ並びに放送媒体等の各種媒体を活用することにより、献血推進キャンペーンの実施や献血場所の周知等、県民に対する情報提供に努める。
- ・ 普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(10) 各種ボランティア団体等に対する普及啓発活動支援

- ・ 各地域等における献血普及啓発活動に資するため、献血普及啓発パネル（5枚組）の貸し出しを行う。

(11) 複数回献血の推進

- ・ 複数回献血の重要性や安全性について広く県民に周知する。
- ・ 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかける。

3 その他献血の推進等に関する重要事項

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 大街道献血ルームにおいて、献血者にとっての快適な空間づくりの拡充を図るとともに、利用しやすい献血受入時間帯の設定やICTを活用したWeb予約の推進等に積極的に取り組むこと等により、献血受入体制の一層の充実を図る。
- ・ 献血者が安心して献血できる環境整備の一環として創設された献血者健康被害救済制度について、制度の周知を図るとともに、献血者及びその個人情報の保護に努める。
- ・ 採血の手順、採血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、リーフレット等を活用して事前説明を十分に行い、献血者が抱えている不安等の払拭に努める。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

(2) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。
- ・ なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。

(3) 災害時における献血の確保等

- ・ 地震などの災害時等においては、愛媛県地域防災計画に基づき、需要に見合った広域的な献血の確保が図られ、血液が円滑に現場に供給されるよう、必要な措置を講じる。
- ・ 特に、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保が的確に行われるよう、対策を講じることを引き続き検討する。
- ・ 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、採血事業者は、安心・安全な献血環境の保持と献血者

への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。県及び市町は、採血事業者を支援する。

(4) 血液製剤の適正使用の推進

- ・ 医療関係者に対して、血液製剤を用いた医療が適正になされるよう、院内体制の整備等について働きかけ、血液製剤の適正使用を推進する。

(5) 愛媛県献血推進対策本部会議の開催

- ・ 県内の医療に必要な血液製剤の安定供給の確保に支障をきたさないよう、献血の確保及び血液製剤の適正使用等の対策について一層の推進を図るため、必要に応じて県保健福祉部長を本部長とする愛媛県献血推進対策本部会議を開催し、対応を協議する。